

## 長野県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

**第1条** 健康増進法(平成14年法律第103号)及びがん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等、県民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を実施するため、地域がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めることにより、長野県におけるがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「がん」とは、悪性新生物その他のがん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令323号)第1条に規定する疾病をいう。

2 この要綱において「地域がん登録」とは、長野県による利用及び提供の用に供するため、この要綱の定めるところにより、長野県が県内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であって、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。

3 この要綱において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

4 この要綱において「長野県がん登録データベース」とは、第6条の規定により整備されるデータベースをいう。

5 この要綱において「地域がん登録情報」とは、長野県がん登録データベースに記録された登録情報をいう。

6 この要綱において「匿名化」とは、がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。

(実施主体)

**第3条** 知事は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、本事業を実施するものとする。

(指導・助言)

**第4条** 知事は、本事業を効果的・効率的に実施するため、別に設置する長野県がん登録事業推進委員会(長野県がん対策推進協議会設置要綱(平成23年5月30日)第8条第1項の規定により設置した部会をいう。以下同じ。)の指導・助言を得て本事業を実施するものとする。

(長野県がん登録室)

**第5条** 知事は、長野県がん登録室(以下「登録室」という。)を設置し、次の業務を実施する。

- (1) がん対策に必要な情報の収集
- (2) 収集した情報の登録及び管理
- (3) 収集した情報の集計及び解析
- (4) その他事業の推進に必要な事項

2 登録室は、長野県松本旭町庁舎2階に設置する。

(長野県がん登録データベースの整備)

**第6条** 知事は、次条の規定により収集される情報に基づき、登録情報を記録し、及び保存するデータベースを整備する。

(登録の方法)

**第7条** 次の各号に掲げる手順により、がん患者に関わる情報の届出及び人口動態調査死亡票(人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)に基づく人口動態調査死亡票をいう。以下同じ。)による死亡に係る情報の収集を行い、これらの情報等を登録するものとする。

- (1) 医療機関からの届出

ア 医療機関は、がんについて初回の診断をしたときは、悪性新生物患者届出票(以下「届出票」

という。)(様式第1号)に所要事項を記載のうえ、登録室あてに送付するものとする。

イ 院内がん登録を実施している医療機関にあっては、届出票の送付に併せて、院内がん登録システムを利用して地域がん登録に必要な電子データを出力し、これを電子媒体で登録室へ送付するよう努めるものとする。

(2) 出張採録

登録は原則として医療機関からの届出によるが、必要な場合は、医療機関の協力を得て、出張採録を行うものとする。

(3) 死亡小票の提出

保健所は、市町村から提出された当該月分の人口動態調査死亡票に基づいて作成する死亡小票(令第5条第3項の規定による死亡小票をいう。以下同じ。)を翌々月10日までに登録室へ提出するものとする。

(4) 死亡小票による登録

登録室は、送付された死亡小票の確認と必要な事項の登録を行う。

(5) 遡り調査

死亡小票のデータから把握したがんの罹患者の中で、医療機関からの届出及び出張採録による登録が行われていない者については、死亡小票のデータから把握した当該死亡者を診療した医療機関に対して、遡り調査を実施する。

依頼された医療機関は、悪性新生物患者遡り調査票(以下「遡り調査票」という。)に所要事項を記入の上、登録室に提出するものとする。

(6) 生存確認調査

生存確認調査は、初回の診断が行われた日から起算して5年を経過した時点及び必要と判断される時点において死亡情報を把握していない者について、生死の状況を確認するものとする。

(7) 情報の登録

登録室は、第1号、第2号、第5号及び前号の規定により情報を取得したときは、その内容の審査及び整理を行い、長野県がん登録データベースに記録する。

(8) 医療機関からの届出についての協力費

登録室は、医療機関からの届出調査に対する協力費として、1件につき200円を支払う。支払いについては、一定期間分をまとめて処理する。ただし、がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院にあっては、地域がん登録への協力が、がん診療連携拠点病院等の指定要件であることから、この限りでない。

(集計、解析)

**第8条** 登録室は、前条の方法により登録した情報について、必要な集計、解析を行い、その結果を取りまとめて知事へ報告する。

(集計、解析結果の公表)

**第9条** 知事は、前条の規定により集計、解析した結果を公表する。

(情報の提供)

**第10条** 知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、地域がん登録情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構

(2) 長野県若しくは地方独立行政法人長野県立病院機構からがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は長野県若しくは地方独立行政法人長野県立病院機構と共同して当該がんに係る調査研究を行う者

(3) 前号に掲げる者に準ずる者として知事が定める者

**2** 知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研

究のため、地域がん登録情報のうち当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 長野県内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (2) 長野県内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- (3) 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

3 知事は、長野県内の医療機関における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該医療機関の管理者から、当該医療機関から届出がされたがんに係る地域がん登録情報（第7条第1項の規定により当該医療機関から届出がされた情報に限る。）の提供の求めを受けたときは、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

4 知事は、がんに係る調査研究を行う者から地域がん登録情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

- (1) 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- (2) 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。
- (3) 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける地域がん登録情報を取り扱うに当たって、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該地域がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
- (4) 当該提供の求めを受けた地域がん登録情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあつては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がん罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該地域がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。

5 知事は、がんに係る調査研究を行う者から地域がん登録情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、地域がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供を行うことができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

- (1) 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- (2) 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける地域がん登録情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

（受領者等による情報の適切な管理等）

第11条 前条の規定により地域がん登録情報又はこの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

（受領者等による情報の利用及び提供等の制限）

第12条 第10条の規定により地域がん登録情報又はこの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者（知事及び市町村長を除く。次条において同じ。）は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

（受領者による情報の保有等の制限）

第13条 第10条の規定により地域がん登録情報又はこの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた

者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（地域がん登録情報については、その情報の提供を受けた日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又はその情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間を限度とする。ただし、地域がん登録情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究の目的に係る情報の利用に必要な場合として知事が特に認める場合については、当該地域がん登録情報の提供を受けた日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は当該地域がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間とする。）を超えて保有してはならない。

（受領者等に係る情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務）

**第14条** 第10条の規定により地域がん登録情報の提供を受けた場合におけるこの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

（受領者等に係る情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務）

**第15条** 第10条の規定により地域がん登録情報又はこの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（報告の徴収）

**第16条** 知事は、必要な限度において、第10条の規定により地域がん登録情報の提供を受けた者（市町村長を除く。次条において同じ。）又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

**第17条** 知事は、必要な限度において、第10条の規定により地域がん登録情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（事業の周知）

**第18条** 本事業の周知については、知事が関係機関の協力を得て行うものとする。

（秘密の保持）

**第19条** 本事業の実施に携わる者又は携わっていた者は、この業務に関連して得た秘密は他に漏らしたり、又は不当な目的に使用してはならない。

（届出票等の保存期間）

**第20条** 届出票等の保存の期間は、次のとおりとする。

- (1) 届出票及び遡り調査票（電子媒体を含む。） 初回の診断が行われた日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日まで
  - (2) 統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令等の規定により利用期間に定めのある帳票等（電子媒体を含む。） 当該法令等で認められた利用期間
  - (3) 地域がん登録情報 初回の診断が行われた日から起算して100年を経過した日の属する年の12月31日まで
- （その他）

**第21条** この要綱に定めるもののほか地域がん登録事業の実施に関し必要な事項は、長野県がん登録事業推進委員会と協議の上、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日付け27保疾第804号健康福祉部長通知）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

- 2 この要綱は、診断日が平成 27 年 12 月 31 日までのがん患者にかかわる情報の届出について適用する。
- 3 第 7 条第 1 項第 3 号の規定は、死亡日が平成 27 年 12 月 31 日までの死亡小票について適用する。  
附 則（平成 29 年 2 月 15 日付け 28 保疾第 1076 号健康福祉部長通知）
- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。